

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

自立した生活を送るため、日常生活の簡単な手助けをしてもらう

生活支援型訪問サービス

介護事業所や民間事業所のスタッフが訪問し、生活援助（買い物、掃除等）を利用者とともにに行います。



■ 利用料金とサービス提供時間のめやす(1回につき)

利用料(1回につき)	サービス提供時間
2,344円	1回60分程度

介護予防型訪問サービス(訪問介護相当サービス)

ホームヘルパーなどの専門職が訪問し、身体介護（食事や入浴の介助）や生活援助（買い物、掃除等）を利用者とともにに行います。



■ 利用料金とサービス提供時間のめやす(1か月につき)

利用料(1か月につき)	サービス提供時間
週1回程度の利用	12,498円
週2回程度の利用	24,985円
週2回程度を超える利用(要支援2相当のみ)	39,633円
	1回45分程度

生活サポート事業

シルバー人材センターやNPO法人などの登録者で、一定の研修を受けた人が訪問し、生活援助（買い物、掃除等）を利用者とともにに行います。

※ご希望の内容やお住まいの地域によってはサービスを提供できない場合があります。

■ 利用料金とサービス提供時間のめやす(1回につき)

利用料(1回につき)	サービス提供時間
1,150円	1回60分程度

期間を限定して専門職の支援を受け、日常生活の自立を目指す

訪問型短期集中予防サービス

リハビリテーション専門職や歯科衛生士などの専門職が訪問し、生活習慣や介護予防指導を、期間を限定し短期集中的に行います。

- 支援の内容
- 運動器の機能向上に向けた支援
 - 低栄養状態の改善に向けた支援
 - 口腔機能の改善に向けた支援
 - 日常生活における基本動作の改善に向けた支援

■ 利用料
無料

■ サービス提供時間および期間のめやす
月1回60分程度を3か月間



● 利用料について

利用者がサービス事業者を支払う利用料の額は、P14の負担割合証に応じて、下記の利用料の1割～3割です。初回利用時や個別サービスの利用など別途加算が生じる場合があります。また、通所型サービスで食費や日常生活費が必要となる場合は、別途自己負担となります。(令和元年10月に利用料が改正される予定です。)

通所型サービス

通所介護事業所等で、食事や運動などのサービスを受ける

活動型デイサービス

介護事業所や民間事業所のスタッフなどによる、体操やレクリエーションなどのサービスです。



■ 利用料金とサービス提供時間のめやす(1回につき)

利用料(1回につき)	サービス提供時間
全日	2,926円
半日	2,644円
	5時間程度
	3時間程度

※事業所により異なります。

介護予防型デイサービス(通所介護相当サービス)

通所介護事業所で、介護福祉士等の専門職による入浴や移動、食事などの介助を受けながら、体操やレクリエーションなどを行います。



■ 利用料金とサービス提供時間のめやす(1か月につき)

利用料(1か月につき)	サービス提供時間
週1回程度の利用(要支援1相当)	17,212円
週2回程度の利用(要支援2相当)	35,290円
	3～5時間程度

※事業所により異なります。

通所型短期集中予防サービス

理学療法士や作業療法士などの専門職による、運動器機能と活動性の向上、体力づくりなどを目的とした運動機能向上訓練や、口腔や栄養のプログラム、自立に向けた参加者同士の話し合いなどを短期集中的に行います。

プログラム

- 通所・訪問一体型サービス(教室と訪問指導を一体的に提供するサービス)

■ 利用料
無料

■ サービス提供時間および期間のめやす
通所：週1回90分程度を3か月間
訪問指導：月1回60分程度を3か月間